

# 令和4年第8回大山町教育委員会

招集年月日 令和4年6月28日(火) 午後1時30分

招集場所 名和公民館 第1会議室

出席委員

1番		2番		向陽寛孝	3番		朮山洋美
4番		池嶋順子					

その他の出席者

## 日 程

1. 開会宣言(午後 時 分)

2. 議事日程の報告

日程第1 会議時間の決定 自午後 時 分 至午後 時 分

日程第2 教育長報告並びに連絡事項

日程第3 議案第1号 大山町立学校における学校運営協議会委員の任命について

日程第4 議案第2号 大山町民の社会体育活動及び文化交流事業に係る全国大会等参加派遣費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

日程第5 議案第3号 大山町立中学校部活動指導員任用規則の制定について

3. その他

4. 次回の開催日程 令和4年7月 日( ) 午 時 分

5. 閉会宣言(午前 時 分)

## 報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
31 日	火	県社会教育協議会総会・研修会
6 月 1 日	水	議会全員協議会、町女性団体連絡協議会総会
2 日	木	いじめ問題連絡協議会総会、町立・学校図書館連絡会
3 日	金	大山小自然学習
5 日	日	大山町グランドゴルフ大会
6 日	月	議会開会(諸般の報告、議案の提案説明)
7 日	火	議会(議案の質疑)
9 日	木	NHKメディアリテラシーの授業(中山小)、町校長会
10 日	金	オンライン英会話プロポーザル審査委員会
11 日	土	西伯郡郡民スポーツ大会陸上競技の部
13 日	月	名和さくらの丘保育園草花研修
15 日	水	議会一般質問
16 日	木	議会一般質問
17 日	金	学校訪問(名和小学校)、大山町人権・同和教育推進協議会総会
20 日	月	学校訪問(名和中学校)
21 日	火	議会(議案の討論、採決、閉会)
22 日	水	学校訪問(大山西小学校)
23 日	木	学校訪問(中山小学校)、西伯郡教育長会
28 日	火	学校訪問(大山小学校)、定例教育委員会

### 今 後 の 予 定

30 日	木	町村教育長研修会
7 月 1 日	金	町村教育長研修会、大山小3年総合的な学習
4 日	月	町校長会
5 日	火	大山保育所・大山小合同佐摩川体験

議案第1号

大山町立学校における学校運営協議会委員の任命について

大山町立学校における学校運営協議会委員を次のとおり任命するものとする。

令和4年6月28日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

記

- 1 大山町立学校における学校運営協議会委員の任命候補者

【中山中学校】

- 2 発令年月日 令和4年6月1日

議案第 2 号

大山町民の社会体育活動及び文化交流事業に係る全国大会等参加派遣費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

大山町民の社会体育活動及び文化交流事業に係る全国大会等参加派遣費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、次のとおり承認を求める。

令和 4 年 6 月 2 8 日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

大山町民の社会体育活動及び文化交流事業に係る全国大会等参加派遣費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大山町民の社会体育活動及び文化交流事業に係る全国大会等参加派遣費補助金交付要綱（平成 17 年教育委員会告示第 5 号）の一部を次のとおり改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(補助金の交付条件)</p> <p>第3条 本補助金の交付については、次に定める各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 運動競技（スポーツ）において、本町の社会教育団体、子ども会、スポーツ協会及びスポーツ少年団（以下「団体」という。）及び団体に所属する個人が、順次地区予選会等で優勝し鳥取県代表となった場合（小・中学生にあつては、<u>町外の団体に所属する場合及び地区予選会等の順位に関わらず鳥取県代表となった場合も含む。</u>）</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p>	<p>(補助金の交付条件)</p> <p>第3条 本補助金の交付については、次に定める各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 運動競技（スポーツ）において、本町の社会教育団体、子ども会、スポーツ協会及びスポーツ少年団（以下「団体」という。）及び団体に所属する個人が、順次地区予選会等で優勝し鳥取県代表となった場合（小・中学生にあつては、地区予選会等の順位に関わらず鳥取県代表となった場合も含む。）</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p>

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 2 8 日から施行する。

## 議案第3号

### 大山町立中学校部活動指導員任用規則の制定について

大山町立中学校部活動指導員任用規則の制定について、次のとおり承認を求める。

令和4年6月28日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

### 大山町立中学校部活動指導員任用規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、「大山町部活動の在り方に関する方針」の規定に基づき、大山町立中学校（以下「中学校」という。）の部活動（中学校外での活動も含む）における質的向上と教員の負担軽減を図るため、中学校部活動指導員（以下「指導員」という。）の任用に関して、必要な事項を定めるものとする。

#### (身分)

第2条 指導員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員とする。

#### (任用)

第3条 指導員の任用は、指導するスポーツや文化活動等に係る専門的な知識及び技能を有し、かつ、学校教育に関する十分な理解を有する者のうちから大山町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行うものとする。

#### (勤務形態)

第4条 指導員の勤務形態は、次のとおりとする。

- (1) 週の勤務日数は5日以内とし、1日の勤務時間は、校長が別に定める。
- (2) 校長は、必要と認める場合には、勤務の割振りを変更することができる。
- (3) 必要に応じて週休日の勤務も行う。

#### (職務)

第5条 指導員は、中学校の教育計画に基づき、部活動において、校長の指揮監督の下に、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 部活動の指導及び大会等の引率
- (2) 用具及び施設の点検と管理
- (3) 保護者等への連絡
- (4) 年間及び月間における指導計画の作成
- (5) 部活動中における生徒指導に係る対応
- (6) 事故が発生した場合の現場対応
- (7) その他教育委員会が必要と認める職務

2 校長は、指導員に部活動の顧問を命じることができる。また、教諭等の顧問を置かず指導員のみを顧問とする場合は、当該部活動を担当する教諭等を指定し、前項第4号から第6号までに定める職務を当該教諭等に命じなければならない。

3 指導員は、当該部活動を担当する教諭等と、情報共有を行い、連携を十分に図らなければならない。

(服務)

第6条 指導員は、その職務を遂行するにあたっては法令、条例並びに教育委員会の定める規則及び規程に従わなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指導員は、「大山町部活動の在り方に関する方針」及び各中学校の「部活動の方針」を遵守するものとする。

(解職)

第7条 教育委員会は、指導員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを解職することができる。

- (1) 自己都合により辞任を申し出た場合
- (2) 心身の故障のため、職務に耐えられない場合
- (3) 指導員として適性を欠く場合
- (4) 前条に定める服務上の義務に違反した場合

(報酬及び費用弁償)

第8条 指導員の報酬及び費用弁償は、大山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年大山町条例第7号）の定めるところによる。

(公務災害補償)

第9条 指導員の公務災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50

号) の定めるところによる。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。